

和解の成立について

公用車による事故により相手方に損害を与えた件について、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

熊本市中央区在住の89歳女性

2 事故の概要

平成27年7月17日、熊本市中央区西子飼町において、健康福祉子ども局国保年金課の職員が、公用車を駐車場に駐車しようと同車を後退した際に、相手方に接触して転倒させ、第1腰椎椎体骨折等の損害を与えたものである。

3 和解条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件事故により相手方が被った損害（後遺障害に係るものを含む。）に対する損害賠償として、既払金612万5863円（自動車損害賠償保障法による既払金344万円を含む。）を除く金350万円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、相手方に対し、前号の金員を、平成29年7月31日限り、相手方指定の銀行口座へ振り込む方法により支払う。
- (3) 本件は以上で解決し、本件に関し他に何ら債権債務のないことを確認する。

（提出理由）

平成27年7月17日発生 of 公用車による事故に係る和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。